

平成31年 第5回

農業委員会総会議事録

令和元年 5月22日(水)開催

多摩市農業委員会

令和元年5月22日午後2時、多摩市役所第一委員会室において、平成31年第5回多摩市農業委員会総会が招集された。

出席委員は次のとおりであった。

1番 青木幸子委員、2番 小暮和幸委員、3番 新倉隆委員、
5番 柚木実委員、6番 伊藤千春委員、7番 増田実生委員、
8番 萩原弘委員、11番 小島豊委員、12番 大松誠二委員、
13番 武内好恵委員、15番 伊藤忠男委員

出席した事務局職員は次のとおりであった。

事務局長 宮崎武 農地係長 沖迫達矢 書記 小形達也

午後2時に総会を開会した。

議長（会長 小暮和幸）

「定刻になりましたので、只今から平成31年第5回多摩市農業委員会総会を開会いたします。本日は、14番 澤登早苗委員より欠席の報告を受けております。また10番 相澤孝一委員は、到着が遅れているものと推測されますが、只今の出席委員は11名であります。定足数に達しておりますので、ただちに会議を開きます。」

議長（会長 小暮和幸）

「本日の議事日程は次のとおりです。」

日程第1、第5号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書の交付について

日程第2、第9号報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

日程第3、第10号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

日程第4、第11号報告 相続税納税猶予の継続届に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明書の交付について

議長（会長 小暮和幸）

議事に先立ち、多摩市農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、委員に諮って、議長指名により、議事録署名委員に次の者を指名した。

1番 青木幸子委員、3番 新倉隆委員

議長（会長 小暮和幸）

「それでは、議事に入ります。日程第1、第5号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書の交付についてを議題といたします。事務局に朗読と説明を求めます。」

農地係長（沖迫）

第2号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書の交付について

・落合地区 1件

1件の農地における生産緑地法に係る買取申出に伴う農業の主たる従事者の証明願について説明した。

議長（会長 小暮和幸）

「補足説明はありますか。」

農地係長（沖迫）

「事務局と都市計画課職員で従事者本人と面談し、診断書も確認したところ、高齢でありその他の疾病もあることから、農業に従事することはできないことを確認済である。」

議長（会長 小暮和幸）

「以上、事務局の説明が終わりましたが、本件に関して、質疑はございませんか。」

3番 新倉隆委員

「従事者が高齢ということだが、年齢はいくつなのか？ また後継者はいるのか？ 農地の現状はどうであるのか？」

農地係長（沖迫）

「年齢は100歳、後継者はいないとのことである。」

7番 増田実生委員

「今まで就農されていたので、関心していた。農地パトロールで確認したところ、しっかり農地として管理されていた。」

議長（会長 小暮和幸）

「他に質疑はございませんか。」

— 「質疑なし」の声あり —

議長（会長 小暮和幸）

「質疑なしと認め、質疑を終了します。」

議長（会長 小暮和幸）

「お諮りいたします。本件を可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。」

— 挙手全員 —

議長（会長 小暮和幸）

「挙手全員であります。よって本件は可決されました。」

議長（会長 小暮和幸）

「続いて日程第2、第9号報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてを上程いたします。事務局に朗読と説明を求めます。」

農地係長（沖迫）

第9号報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出（貝取地区 3件、和田地区 1件）についてを朗読し説明した。

議長（会長 小暮和幸）

「以上、事務局の説明が終わりました。本件に関して、質疑はございませんか。」

12番 大松誠二委員

「貝取の3件は、以前にも申請のあった鉄塔工事に関する一時転用だと思われるが、転用期間がすでに経過している。現状復旧の確認はどうしているのか。」

農地係長（沖迫）

「工事の完了届が未提出の状態なため、完了届が提出されてから、現地確認を行うことになっている。」

議長（会長 小暮和幸）

「申請は4月9日となっており、4月11日から一時転用する内容であれば、本来もっと早く、例えば3月中に申請すべきものではないか。そういう指導をすべきだと思うが、いかがか。」

農地係長（沖迫）

「今後の届出提出について検討したいと考えている。」

議長（会長 小暮和幸）

「和田の1件は、以前、生産緑地に追加指定するなどの話があった際、農地を駐車場にしていることに議論をした部分と解してよいか。」

農地係長（沖迫）

「駐車場として使用していた部分を分筆して、今回転用申請があったものである。残った農地部分については、生産緑地の事前申請がなされている。」

議長（会長 小暮和幸）

「他に質疑はございませんか。」

— 「質疑なし」の声あり —

議長（会長 小暮和幸）

「質疑なしと認め、質疑を終了します。」

議長（会長 小暮和幸）

「お諮りいたします。本件を報告のとおり承認することにご異議ありませんか。」

— 「異議なし」の声あり —

議長（会長 小暮和幸）

「異議なしの声がありますので、報告のとおり承認することに決しました。」

議長（会長 小暮和幸）

「続いて日程第3、第10号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてを上程いたします。事務局に朗読と説明を求めます。」

農地係長（沖迫）

第8号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届け出（和田地区 3件、諏訪地区 1件、豊ヶ丘1件）についてを朗読し説明した。

議長（会長 小暮和幸）

「以上、事務局の説明が終わりました。本件に関して、質疑はございませんか。」

議長（会長 小暮和幸）

「確認だが、和田地区の1件は、住宅用地として転用されるとあるが、具体的には何が建設されるのか。」

農地係長（沖迫）

「障がい者グループホーム、共同生活施設である。」

議長（会長 小暮和幸）

「豊ヶ丘地区の1件は、戸建て住宅用地となるのか。」

農地係長（沖迫）

「寄宿舍用地として、鉄筋8階建ての予定である。」

議長（会長 小暮和幸）

「本件に関して、ほかに質疑はございませんか。」

— 「質疑なし」の声あり —

議長（会長 小暮和幸）

「質疑なしと認め、質疑を終了します。」

議長（会長 小暮和幸）

「お諮りいたします。本件を報告のとおり承認することにご異議ありませんか。」

— 「異議なし」の声あり —

議長（会長 小暮和幸）

「異議なしの声がありますので、報告のとおり承認することに決しました。」

議長（会長 小暮和幸）

「続いて日程第4、第11号報告 相続税納税猶予の継続届に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明書の交付についてを上程いたします。事務局に朗読と説明を求めます。」

農地係長（沖迫）

第11号報告 相続税納税猶予の継続届に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明書の交付(馬引沢地区 1件)についてを朗読し説明した。

議長（会長 小暮和幸）

「以上、事務局の説明が終わりました。本件に関して、質疑はございませんか。」

12番 大松誠二委員

「同じ農地で、それぞれ持分がある2件の申請となっているが、証明書の交付も2件となるのか。」

農地係長（沖迫）

「2件で申請されているので、証明書交付も2件になるということである。」

議長（会長 小暮和幸）

「本件に関して、ほかに質疑はございませんか。」

— 「質疑なし」の声あり —

議長（会長 小暮和幸）

「質疑なしと認め、質疑を終了します。」

議長（会長 小暮和幸）

「お諮りいたします。本件を報告のとおり承認することにご異議ありませんか。」

— 「異議なし」の声あり —

議長（会長 小暮和幸）

「異議なしの声がありますので、報告のとおり承認することに決しました。」

議長（会長 小暮和幸）

「以上をもって、本日の議事日程のすべてを終了いたしました。よって、会議を閉じます。」

— 終了（午後2時40分） —